

協議項目第21－号

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて提出する。

平成15年12月10日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて
1. 児童育成計画については、現行の計画及び地域の実情を考慮し、新町において新たに策定するものとする。 2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおり新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。 3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。 4. 保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。

平成15年12月10日確認

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業
調 整 方 針	1. 児童育成計画については、現行の計画及び地域の実情を考慮し、新町において新たに策定するものとする。 2. 国又は県等の制度に基づいて実施している事業は、現行のとおりに新町に引き継ぐことを基本に調整するものとする。 3. 町村独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として、均衡が図れるよう合併時に調整するものとする。 4. 保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。		

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
児童手当	【概要】 児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資する。 【支給対象】 6歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(義務教育就学前の児童)を養育している方に支給。 ただし、所得制限あり。 【支給額】 第1子 5,000円(月額) 第2子 5,000円(月額) 第3子 10,000円(月額) 【受給者数】 59人(平成15年6月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 54人(平成15年6月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 55人(平成15年6月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 4人(平成15年6月期)	合併時に統合 同一制度により、現行のとおりに新町に引き継ぐ。
児童扶養手当	【概要】 経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給し、もって福祉の増進を図る。 【支給対象】 18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母又は養育者。ただし、所得制限あり。 【支給額】 児童1人の場合(月額) 全額支給 42,370円 一部支給 10,000円～42,360円 児童2人の場合(月額) 5,000円加算 児童3人以上の場合(月額) 2人を除いた児童1人につき 3,000円加算 【受給者数】 16人(H15.9.1.現在)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額(月額)】 同 左 【受給者数】 13人(H15.9.1.現在)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額(月額)】 同 左 【受給者数】 8人(H15.9.1.現在)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額(月額)】 同 左 【受給者数】 0人(H15.9.1.現在)	合併時に統合 同一制度により、現行のとおりに新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
特別児童扶養手当	【概要】 身体、知的又は精神に障害のある児童を監護している者に対して、特別児童扶養手当を支給することにより、障害児の福祉の増進を図る。 【支給対象】 20歳未満で、政令で定める障害の状態にある児童を監護している親若しくは養育者。ただし、所得制限あり。 【支給額】 1級 51,550円(一人当たりの月額) 2級 34,330円(") 【受給者数】 4人 (平成15年8月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 2人 (平成15年8月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 1人 (平成15年8月期)	【概要】 同 左 【支給対象】 同 左 【支給額】 同 左 【受給者数】 0人 (平成15年8月期)	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
乳幼児医療費助成	【概要】 乳幼児の医療費の一部をその保護者に助成することによりその疾病の早期発見と治療を促進し、もって乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図る。 【対象者】 6歳到達後最初の3月末までの間にある乳幼児。ただし、3歳到達日の属する月の翌月初日からは、入院に係る保険給付に限る。 【助成金】 医療費の自己負担額の全額 ※H14年度助成件数 653件 ※H14年度助成金額 1,249,962円 【財源内訳】 県 1/2、町 1/2	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 504件 ※H14年度助成金額 1,192,536円 【財源内訳】 県 1/2、村 1/2	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 1,100件 ※H14年度助成金額 2,292,092円 【財源内訳】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 13件 ※H14年度助成金額 32,750円 【財源内訳】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
母子家庭医療費助成	【概要】 母子家庭に対して医療費の一部を助成することにより、母子家庭の保健の向上と福祉の増進に寄与する。 【対象者】 本町が行う国保の被保険者で、次の各号のいずれかに該当し、医療保険各法の被保険者若しくはその被保険者。 (1) 児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者のない女子 (2) 前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童 (3) 祖母と孫又は姉と弟妹からなる家庭であって、町長が母子家庭に準ずると認めるもの	【概要】 同 左 【対象者】 本村が行う国保の被保険者で、次の各号のいずれかに該当し、医療保険各法の被保険者若しくはその被保険者。 (1) 児童を監護し、その者の生計を維持する配偶者のない女子 (2) 前号に定める者の監護を受け、その者と生計を同じくする児童 (3) 祖母と孫又は姉と弟妹からなる家庭であって、村長が母子家庭に準ずると認めるもの	【概要】 同 左 【対象者】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	(4) 母子及び寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童 【助成金】 医療費の自己負担額の全額 ※H14年度助成件数 544件 ※H14年度助成金額 1,289,319円 【財源内訳】 県 1/2、町 1/2	(4) 母子及び寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童 【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 615件 ※H14年度助成金額 1,350,770円 【財源内訳】 県 1/2、村 1/2	【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 597件 ※H14年度助成金額 805,101円 【財源内訳】 同 左	【助成金】 同 左 ※H14年度助成件数 5件 ※H14年度助成金額 20,110円 【財源内訳】 同 左	
母子(寡婦)福祉 資金貸付	【概要】 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため所要の資金を貸し付ける。 【対象者】 ・ 母子家庭の母 ・ 20歳以上の子を扶養している寡婦 ・ 父母のいない20歳未満の者 【対象資金】 事業開始、事業継続、就職支度、就学、技能取得、修行、療養、生活、住宅、転宅、児童扶養(母子のみ)、修学支度、結婚資金の13種類 ※資金ごとに、貸付限度額、貸付期間、償還期間、利子等の条件が異なる。 【償還方法】 ・ 貸付終了(卒業)後、一定の措置期間後、償還を開始 ・ 方法:月賦、半年賦、年賦(資金の種類により異なる) ・ 期間:資金ごとに異なるが、最長10年 ※償還事務に関しては、県が行っている。	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【対象資金】 同 左 【償還方法】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【対象資金】 同 左 【償還方法】 同 左	【概要】 同 左 【対象者】 同 左 【対象資金】 同 左 【償還方法】 同 左	合併時に統合 同一制度により、現行のとおり新町に引き継ぐ。
母子家庭小口資金 貸付	【概要】 母子家庭等の経済的自立の助成のため貸し付ける。 【対象者】 弓削町在住の母子世帯主 【貸付条件】 ①貸付金額:個人を原則とし、1人1回につき10万円以内とする。 ②貸付期間:6ヶ月以内とする。	【概要】 同 左 【対象者】 生名村在住の母子世帯主 【貸付条件】 ①貸付金額:個人を原則とし、1人1回につき5万円以内とする。 ②貸付期間:10ヶ月以内とする。	—	—	合併時に統合 弓削町の例を基本に調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
	③償還方法:月賦償還を原則とする。ただし、特別の事情があれば一時払を認める。 ④利子:無利子とする。 ⑤保証人:1人以上の保証人が必要。	③償還方法:月賦償還を原則とする。ただし、特別の事情があれば一時払を認める。 ④利子:無利子とする。 ⑤保証人:1人以上の保証人が必要。			
母子家庭等福祉 手当	【概要】 母子家庭等の児童・生徒及び学生の修学及び養育に要する費用について母子家庭等福祉手当を支給することにより、母子家庭等の経済的安定と児童・生徒及び学生の福祉向上を図る。 【対象者】 ・弓削町に住所を有するもの ・夫の死亡あるいは離別による児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給者又は遺族年金の受給者であった者が、当該児童が満18歳に達したことにより資格を喪失している者で現に高等学校・高等専門学校・短期大学・専修学校・各種学校に在学中であること。児童扶養手当又は遺族年金の未受給者にあつては、母子家庭となった日以後高等学校・高等専門学校・短期大学・専修学校・各種学校を卒業するまでの間、現に養育している者 【支給額】 月を単位として1人月額10,000円 【受給者数】 0人（H15.9.1.現在）	【概要】 母子家庭等の児童・生徒の就学及び養育に要する費用について母子家庭等福祉手当を支給することにより、母子家庭等の経済的安定と児童・生徒の福祉向上を図る。 【対象者】 ・生名村に住所を有するもの ・児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給者又は遺族年金の受給者であった者が、当該児童が満18歳に達したことにより資格を喪失している者で福祉手当対象者を養育しているもの若しくは児童扶養手当又は遺族年金の未受給者にあつては、母子家庭等となった日以後福祉手当対象者を現に養育している者 ※福祉手当対象者は、生徒とする。 【支給額】 月を単位とし次に掲げる額(月額) 児童0人 生徒1人 41,100円 児童0人 生徒2人 46,100円 児童1人 生徒1人 5,000円 児童1人 生徒2人 8,000円 児童2人以上生徒1人 3,000円 児童2人以上生徒2人 6,000円 【受給者数】 0人（H15.9.1.現在）	—	—	合併時に統合 弓削町の例を基本に調整する。
母子寡婦福祉 連合会補助	【概要】 会員の相互扶助に勤め、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とし、弓削町母子福祉会が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金】 弓削町母子福祉会補助金 80,000円（平成14年度）	【概要】 会員の相互扶助に勤め、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とし、生名村母子寡婦福祉協議会が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金】 生名村母子寡婦福祉協議会補助金 36,000円（平成14年度）	【概要】 会員の相互扶助に勤め、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とし、岩城村母子会が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金】 岩城村母子会補助金 60,000円（平成14年度）	【概要】 会員の相互扶助に勤め、母子家庭及び寡婦の福祉増進を図り、地域社会の発展に貢献することを目的とし、魚島村母子福祉会が実施する活動に対して補助金を交付する。 【補助金】 魚島村母子福祉会 11,000円（平成14年度）	合併後に再編 新町において検討する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針			

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
保育所事業	【保育所数】 公立1ヶ所 【名称】 弓削保育所 【定員】 45名 【保育時間】 平日 7:30～17:30 土曜 7:30～12:30 【職員数】 所 長 1名 保育士 3名（正規2名、臨時1名） 調理員 1名	【保育所数】 公立1ヶ所 【名称】 生名村保育所 【定員】 45名 【保育時間】 平日 原則8:00～16:30 土曜 原則8:00～12:30 【職員数】 所 長 1名 保育士 4名（正規3名、臨時1名） 調理員 1名（正規1名）	【保育所数】 公立1ヶ所 【名称】 岩城保育所 【定員】 60名 【保育時間】 平日 原則8:30～16:00 早朝・いのこり7:30～17:00 土曜 原則8:30～12:30 早朝7:30～ 【職員数】 所 長 1名 保育士 6名（正規5名、賃金1名） 調理員 2名（正規1名、賃金1名）	【保育所数】 公立1ヶ所 【名称】 魚島保育園 【定員】 30名 【保育時間】 平日 原則8:00～15:00 延長8:00～17:00 土曜 原則休日 希望者のみ保育8:00～12:15 【職員数】 所 長 1名 保育士 2名（正規1名、臨時1名） 調理員 1名（臨時1名）	存続 当面現行のとおりとする。 保育時間等の統一については、各保育所の実情を踏まえ、新町において検討する。
乳児保育	【概要】 出産後、乳児保育をする保育所があれば安心して出産し、働くことができる保護者のニーズに応え、育児休暇終了後から受け入れていく。 【対象】 育児休暇終了後(満1歳到達月)若しくは離乳食完了後	—	—	—	合併時に統合 弓削町の例により調整する。
障害児保育	【概要】 集団保育が可能で日々通所できる保育に欠ける障害児の保育の処遇の向上を図る。 【対象】 集団保育が可能で日々通所できる障害児が保育の実施を希望した場合	—	【概要】 弓削町と同じ 【対象】 弓削町と同じ	—	合併時に統合 障害児の入所状況に応じて新町で対応する。
保育所給食	【概要】 入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、おいしい、楽しいという情緒的機能や食事を大切にする考え方を教える等の教育的機能などの役割を果たす。 【調理方法】 献立作成は調理員及び所長が行い、保育所で調理する。 3歳未満児は完全給食を実施。 3歳以上児は月2回完全給食を実施。 【負担割合】 3歳以上児については、主食代を保護者負担。	【概要】 同 左 【調理方法】 献立は保育所調理員が作成し、保育所で調理する。 米飯は3歳未満児のみ保育所で調理し、3歳以上児は持参する。 【負担割合】 3歳以上児については、米飯を保護者負担。	【概要】 同 左 【調理方法】 献立作成は調理員及び所長が行い、保育所で調理する。（管理栄養士指導月1回） 米飯も保育所で調理し、完全給食を実施している。 【負担割合】 3歳以上児については、主食代を保護者負担。（600円）	【概要】 同 左 【調理方法】 献立作成は嘱託の調理師に作成を依頼し、保育所で調理する。 米飯も保育所で調理し、完全給食を実施している。 【負担割合】 3歳以上児については、主食代を保護者負担。	合併後に再編 当面は各保育所の状況に応じて、現行どおり実施する。献立の作り方の統一等については、各保育所の実情等を踏まえながら新町において調整する。

上島合併協議会 調整方針

協議事項 調整方針	21- 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
--------------	----------------	------	--------

区 分	現 況				調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村	
保育料	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	合併後に統合 保育料については、国の徴収基準を 参考に統一するものとする。ただし、 合併する年度は、旧町村の例による。

別 紙

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業
調 整 方 針	保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																		
	弓 削 町		生 名 村				岩 城 村		魚 島 村																															
保育所保育料	弓削町保育所保育料				生名村保育所保育料				岩城村保育所保育料				魚島村保育所保育料				各町村の保育料に大きな差がある。	合併後に再編 保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。																						
	国 の 階 層	各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分	保育料		階層 区分	定 義	3 歳 未 満 児	3歳児 の 場 合	4歳児 の 場 合	階層 区分	定 義	3 歳 未 満 児	3歳児 以上児 の 場 合	国 階 層	各月初日の在籍措置児童の 属する世帯の階層区分	徴収金額 (月額)			階層 区分	定 義	3歳 未 満 児	3歳 以上 児																		
	1	A	生活保護法による せいかつ保護世帯 (単給世帯を含む)	円 0	円 0	A	生活保護法による 被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 0	円 0	円 0	A	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	円 0	円 0	1	A			生活保護法による 被保護世帯 (単給世帯を含む)	円 0	円 0	1	A	生活保護法による 被保護世帯 (単給世帯を含む)	円 0	円 0														
	2	B	町民税 非課税 世 帯	7,600	4,800	B1	市町村 民 税 非課税 世 帯	5,000	3,000	3,000	B	民 税 の 額 の 階 層 及 び D 階 層 を 除 き、 前 年 度 分 の 市 町 村	均等割 のみ(所得 割の額のない 世帯)	13,000	10,000	2			B	民 税 の 額 の 階 層 及 び D 階 層 を 除 き、 前 年 度 分 の 市 町 村	市町村 民 税 非課税	8,000	6,000	2	B	民 税 の 額 の 階 層 及 び D 階 層 を 除 き、 前 年 度 分 の 市 町 村	市町村 民 税 非課税	8,000	6,000											
	3	C1	町民税 均等割 のみ課 税世帯	13,800	10,700	B2	均等割の額 のみ(所得 割の額のない 世帯)	12,000	9,000	9,000	C1	均等割 のみ(所得 割の額のない 世帯)	16,000	13,000	3	C1			均等割 の額のみ	12,000	10,000	3	C1	均等割 の額のみ	12,000	10,000														
			町民税 所得割 課 税 世 帯	17,800	14,800			B3	所得割 の額が 5,000円 未 満	13,000			11,000	11,000						C2	所得割 の額が 5,000円 未 満				18,000	15,000	C2	所得割 の額が 5,000円 未 満	14,000	11,000										
				所得割 の額が 5,000円 以 上	14,000					12,000			12,000	C3											所得割 の額が 5,000円 以 上	20,000			17,000	C3	所得割 の額が 5,000円 以 上	15,000	13,000							
	4	D1	第1階層を 除き、前 年分の所得 税額の区分 が次の区分 に該当する 世帯	所得税額 16,000円 未 満	20,800	17,700	B4	A 階層を 除き、前 年分の所得 税額の区分 が次の区分 に該当する 世帯	4,000円 未 満	15,000	14,000	14,000	D1		A 階層を 除き、前 年分の所得 税額の区分 が次の区分 に該当する 世帯	3,000円未 満			22,000	19,000	4	D1	A 階層を 除き、前 年分の所得 税額の区分 が次の区分 に該当する 世帯	3,000円未 満		16,000	14,000													
		D2	所得税額 16,000円以上 40,000円未 満	24,500	21,500	C2			4,000円以上 13,000円未 満	18,000	15,000	15,000		D2		所得税額 3,000円以上 20,000円未 満			23,000	20,000				D2	所得税額 3,000円以上 20,000円未 満	17,000	15,000													
		D3	所得税額 40,000円以上 64,000円未 満	30,000	27,000	C3			13,000円以上 24,000円未 満	19,000	17,000	17,000		D3		20,000円以上 40,000円未 満			25,000	22,000				D3	20,000円以上 40,000円未 満	19,000	16,000													
5	D4	所得税額 64,000円以上 112,000円未 満	40,000	34,500	C4	24,000円以上 48,000円未 満	21,000	19,000	19,000	D4	40,000円以上 50,000円未 満	26,000	23,000	5	D4	50,000円以上 64,000円未 満	23,000	20,000	5	D4	50,000円以上 64,000円未 満	23,000	20,000																	
																								D5	所得税額 112,000円以上 160,000円未 満	44,500	37,000	C5	48,000円以上 64,000円未 満	24,000	21,000	19,000	D5	64,000円以上 80,000円未 満	27,000	24,000	D5	64,000円以上 80,000円未 満	26,000	22,000
																								D6	所得税額 160,000円以上 408,000円未 満	57,000	39,000	C6	64,000円以上 96,000円未 満	27,000	24,000	24,000	D6	64,000円以上 80,000円未 満	29,500	26,500	D6	64,000円以上 80,000円未 満	30,000	23,000
6	D7	所得税額 408,000円 以上	70,000	40,000	C7	96,000円以上 120,000円未 満	27,000	25,000	25,000	D7	80,000円以上 100,000円未 満	31,500	27,500	6	D7	80,000円以上 100,000円未 満	31,000	24,000	6	D7	80,000円以上 100,000円未 満	31,000	24,000																	
																								C8	120,000円以上 144,000円未 満	31,000	28,000	28,000	D8	100,000円以上 130,000円未 満	34,500	28,500	D8	100,000円以上 130,000円未 満	35,000	25,000				
																								C9	144,000円以上 160,000円未 満	32,000	29,000	29,000	D9	130,000円以上 160,000円未 満	38,500	29,500	D9	130,000円以上 160,000円未 満	36,000	26,000				
7	D7	所得税額 408,000円 以上	70,000	40,000	C10	160,000円以上 193,000円未 満	33,000	30,000	30,000	D10	160,000円以上 210,000円未 満	39,500	31,500	7	D10	160,000円以上 210,000円未 満	37,000	26,000	7	D10	160,000円以上 210,000円未 満	37,000	26,000																	
																								C11	193,000円以上 408,000円未 満	33,000	30,000	30,000	D11	210,000円以上 408,000円未 満	41,500	33,500	D11	210,000円以上 408,000円未 満	38,000	27,000				
																								C12	408,000円 以上	33,500	30,500	30,500	D12	408,000円以上	43,500	36,500	D12	408,000円以上	39,000	28,000				
備考				備考				備考				備考																												
1 この表の第4～第7階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。				1 この表のB2階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、B2～B4階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。				1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1～C3階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。				1 この表のC1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1～C3階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び同法附則第5条第2項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。																												
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。				なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。				なお、同法第323条に規定する村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。				なお、同法第323条に規定する村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。																												
(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項				(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項				(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項				(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項																												
(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項				(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項				(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項				(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項																												
(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第18条				(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第18条				(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第18条				(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第18条																												
2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児又は4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。				2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児又は4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。				2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児又は4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。				2 この表の「保育単価」とは、乳児、1～2歳児、3歳児又は4歳以上児の保育単価から民間施設給与等改善費加算額、単身赴任手当加算費、入所児童（者）処遇特別加算費、除雪費、降灰除去費及び施設機能強化推進費を控除した額をいう。																												
3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。				3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。				3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。				3 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。																												

別紙

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針	保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																																						
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																																																								
	① 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯。 ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。 ③ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯。 <table><tr><th colspan="2">階層区分</th><th colspan="2">徴収金基準額</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>3歳未満児の場合</th><th>3歳以上児の場合</th></tr><tr><td colspan="2">第2階層</td><td>円0</td><td>円0</td></tr><tr><td rowspan="2">第3階層</td><td>C1</td><td>12,800</td><td>9,700</td></tr><tr><td>C2</td><td>16,800</td><td>13,800</td></tr></table> 4 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。 ただし、児童の属する世帯が3に掲げる世帯の場合の第2階層から第3階層の第3欄については、3に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。 <table><tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th><th>第3欄</th></tr><tr><td rowspan="4">第2～第4階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表に定める額</td></tr><tr><td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表×0.5</td></tr><tr><td>ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表×0.10</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">C6～C12階層のうち、所得税の額が72万円未満の世帯に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表に定める額</td></tr><tr><td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表×0.5</td></tr><tr><td>ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表×0.10</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (注) 10円未満の端数は切り捨てる。	階層区分		徴収金基準額				3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層		円0	円0	第3階層	C1	12,800	9,700	C2	16,800	13,800	第1欄	第2欄	第3欄	第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10			C6～C12階層のうち、所得税の額が72万円未満の世帯に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10			済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成11年法律第8号）の規定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条 (4) 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成10年法律第1号）第3条 3 この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項本文の規定による保育の実施がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。 4 B1～C12階層まで（C12階層においては、所得税の額が72万円未満の世帯に限る。）の世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、この表にかかわらず次表第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。 <table><tr><th>第1欄</th><th>第2欄</th><th>第3欄</th></tr><tr><td rowspan="4">B1～C5階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表に定める額</td></tr><tr><td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表×0.5</td></tr><tr><td>ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表×0.10</td></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">C6～C12階層のうち、所得税の額が72万円未満の世帯に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表に定める額</td></tr><tr><td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）</td><td>徴収金額表×0.5</td></tr><tr><td>ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表×0.10</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> (注) 10円未満の端数は切り捨てる。 5 児童の属する世帯の階層の認定に当たっては、その世帯が次表の左欄に掲げる基準に該当する場合においては、この表の規定にかかわらず、それぞれの右欄に掲げる階層として認定するものとする。 <table><tr><th>徴収金額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分</th><th>認定する階層</th></tr><tr><td>B1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が20,000円以上である世帯</td><td>B2階層</td></tr></table>	第1欄	第2欄	第3欄	B1～C5階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10			C6～C12階層のうち、所得税の額が72万円未満の世帯に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10			徴収金額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層	B1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が20,000円以上である世帯	B2階層	定によって計算された所得税の額をいう。 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。 (1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項 (2) 租税特別措置法第41条第1項及び第2項 (3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条 (4) 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成10年法律第1号）第3条 3 この表の3歳未満児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。 4 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金基準額とする。 ① 「母子世帯等」……母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯 ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 ③ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯 <table><tr><th colspan="2">階層区分</th><th colspan="2">徴収金基準額</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th>3歳未満児の場合</th><th>3歳以上児の場合</th></tr><tr><td colspan="2">B階層</td><td>円0</td><td>円0</td></tr><tr><td>C1階層</td><td></td><td>11,000</td><td>9,000</td></tr><tr><td>C2階層</td><td></td><td>13,000</td><td>10,000</td></tr><tr><td>C3階層</td><td></td><td>14,000</td><td>12,000</td></tr></table> 5 B階層からD12階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が措置されている場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。 ただし、児童の属する世帯が4に掲げる世帯の場合のB階層からC3階層の第3欄については、4に掲げる徴収金基準額により計算して得た額とする。	階層区分		徴収金基準額				3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	B階層		円0	円0	C1階層		11,000	9,000	C2階層		13,000	10,000	C3階層		14,000	12,000
階層区分		徴収金基準額																																																																																										
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																																																																									
第2階層		円0	円0																																																																																									
第3階層	C1	12,800	9,700																																																																																									
	C2	16,800	13,800																																																																																									
第1欄	第2欄	第3欄																																																																																										
第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額																																																																																										
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5																																																																																										
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10																																																																																										
C6～C12階層のうち、所得税の額が72万円未満の世帯に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額																																																																																										
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5																																																																																										
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10																																																																																										
第1欄	第2欄	第3欄																																																																																										
B1～C5階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額																																																																																										
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童（最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5																																																																																										
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10																																																																																										
C6～C12階層のうち、所得税の額が72万円未満の世帯に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表に定める額																																																																																										
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童（最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	徴収金額表×0.5																																																																																										
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.10																																																																																										
徴収金額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層																																																																																											
B1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が20,000円以上である世帯	B2階層																																																																																											
階層区分		徴収金基準額																																																																																										
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																																																																									
B階層		円0	円0																																																																																									
C1階層		11,000	9,000																																																																																									
C2階層		13,000	10,000																																																																																									
C3階層		14,000	12,000																																																																																									

別 紙

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業
調 整 方 針	保育料については、国の徴収基準を参考に統一するものとする。ただし、合併する年度は、旧町村の例による。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																								
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																										
		<table><tr><td>B2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯</td><td>B3階層</td></tr><tr><td>B3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯</td><td>B4階層</td></tr><tr><td>B4階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯</td><td>C1階層</td></tr><tr><td>C1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯</td><td>C2階層</td></tr></table> 注1 措置児童等の属する世帯の階層区分の認定は、その措置児童等と同一世帯に属して生計を1にしている扶養義務者のすべてのものについて、それらの者の課税額の合算額により行うものであること。 2 月の途中で入所又は委託した措置児童等の属する世帯の階層区分は、入所又は委託した日の階層区分によるものとする。 6 児童の属する世帯の階層が、B1階層（5においてB2階層と認定された世帯を除く。）と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、申請に基づき、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金の額を0円とする。 (1) 「母子世帯等」・・・母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯 (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯を言う。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者 イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者 ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律だ141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者 (3) 「その他の世帯」・・・生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると村長が認めた世帯	B2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	B3階層	B3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	B4階層	B4階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	C1階層	C1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	C2階層	<table><tr><td>第1欄</td><td>第2欄</td><td>第3欄</td></tr><tr><td>B～D5階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>徴収金額表に定める額</td></tr><tr><td></td><td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>徴収金額表×0.5</td></tr><tr><td></td><td>ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表×0.1</td></tr><tr><td>D6～D12階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>徴収金額表に定める額</td></tr><tr><td></td><td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>徴収金額表×0.5</td></tr><tr><td></td><td>ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表×0.1</td></tr><tr><td colspan="3">(注) 10円未満の端数は切り捨てる。</td></tr></table> 注1 措置児童等の属する世帯の階層区分の認定は、その措置児童等と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。 2 月の途中で入所した措置児童等の属する世帯の階層区分は、入所した日の階層区分によること。	第1欄	第2欄	第3欄	B～D5階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額		イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5		ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1	D6～D12階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額		イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5		ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1	(注) 10円未満の端数は切り捨てる。			<table><tr><td>第1欄</td><td>第2欄</td><td>第3欄</td></tr><tr><td>B～D5階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>徴収金額表に定める額</td></tr><tr><td></td><td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>徴収金額表×0.5</td></tr><tr><td></td><td>ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表×0.1</td></tr><tr><td>D6～D12階層に属する世帯</td><td>ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>徴収金額表に定める額</td></tr><tr><td></td><td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)</td><td>徴収金額表×0.5</td></tr><tr><td></td><td>ウ 上記以外の児童</td><td>徴収金額表×0.1</td></tr><tr><td colspan="3">(注) 10円未満の端数は切り捨てる。</td></tr></table> 注1 措置児童等の属する世帯の階層区分の認定は、その措置児童等と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のすべてについて、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。 2 月の途中で入所した措置児童等の属する世帯の階層区分は、入所した日の階層区分によること。	第1欄	第2欄	第3欄	B～D5階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額		イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5		ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1	D6～D12階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額		イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5		ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1	(注) 10円未満の端数は切り捨てる。				
B2階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	B3階層																																																													
B3階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	B4階層																																																													
B4階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	C1階層																																																													
C1階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	C2階層																																																													
第1欄	第2欄	第3欄																																																												
B～D5階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額																																																												
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5																																																												
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1																																																												
D6～D12階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額																																																												
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5																																																												
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1																																																												
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。																																																														
第1欄	第2欄	第3欄																																																												
B～D5階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童(最も徴収金額が低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額																																																												
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童(最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5																																																												
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1																																																												
D6～D12階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童(最も徴収金額が高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表に定める額																																																												
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童(最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。)	徴収金額表×0.5																																																												
	ウ 上記以外の児童	徴収金額表×0.1																																																												
(注) 10円未満の端数は切り捨てる。																																																														

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業
調 整 方 針	資 料		

児 童 福 祉 事 業 の 取 扱 い に 関 す る 法 令	
【児童福祉法】 第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。 第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。 第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。 第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。 一 乳児 満一歳に満たない者 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者 第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。 4 市町村は、第二十五条の二第三号又は第二十六条第一項第四号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。 5 市町村は、第一項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。 第三十九条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。 2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。	【児童手当法】 （目的） 第一条 この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。 （受給者の責務） 第二条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。 （定義） 第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。 2 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 （支給要件） 第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。 一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母 イ 三歳に満たない児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下同じ。） ロ 三歳に満たない児童を含む二人以上の児童 二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者 三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。 2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。 第五条 児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

上島合併協議会 調整方針

協議事項	21ー 各種事務事業の取扱い	関係項目	児童福祉事業
調整方針	資 料		

児 童 福 祉 事 業 の 取 扱 い に 関 す る 法 令	
(児童手当の額) 第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。 一 児童手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る支給要件児童のすべてが三歳に満たない児童である場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額 イ 当該三歳に満たない児童が一人又は二人いる場合 五千円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額 ロ 当該三歳に満たない児童が三人以上いる場合 一万円に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、一万円を控除して得た額 二 受給資格者に係る支給要件児童のうちに三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。以下同じ。）がいる場合 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額 イ 当該三歳以上の児童が一人いる場合 一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額から、五千円を控除して得た額 ロ 当該三歳以上の児童が二人以上いる場合 一万円に当該支給要件児童のうち三歳に満たない児童の数を乗じて得た額 2 前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。 【児童扶養手当法】 (この法律の目的) 第一条 この法律は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。 (児童扶養手当の趣旨) 第二条 児童扶養手当は、児童の心身の健全な成長に寄与することを趣旨として支給されるものであって、その支給を受けた者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。 2 児童扶養手当の支給を受けた母は、自ら進んでその自立を図り、家庭の生活の安定と向上に努めなければならない。 3 児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない。 (用語の定義) 第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者又は二十歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。 第2号～第3号省略 (支給要件) 第四条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護するとき、又は母がないか若しくは母が監護をしない場合において、当該児童の母以外の者がその児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することという。以下同じ。）ときは、その母又はその養育者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。	一 父母が婚姻を解消した児童 二 父が死亡した児童 三 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 四 父の生死が明らかでない児童 五 その他前各号に準ずる状態にある児童で政令で定めるもの 2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 三 父若しくは母の死亡について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付を受けることができる場合、父の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる母の監護を受けている場合又は父若しくは母の死亡について支給されるこれらの給付を受けることができる者の養育を受けている場合であって、当該給付の事由が発生した日から六年を経過していないとき。 四 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。 五 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号に規定する里親に委託されているとき。 六 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 七 母の配偶者（前項第三号に規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。 3 第一項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあっては当該母が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (手当額) 第五条 手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、四万千百円とする。 2 その監護し又は養育する前条に定める要件に該当する児童が二人以上である母又は養育者に支給する手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める額にその児童のうち一人を除いた児童につきそれぞれ三千円（そのうち一人については、五千円）を加算した額とする。 (手当額の自動改定) 第五条の二 前条第一項に規定する手当の額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」という。）が平成五年（この項の規定による手当の額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該手当の額を改定する。 2 前項の規定による手当の額の改定の措置は、政令で定める。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	2 1－ 各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	児童福祉事業
調 整 方 針	資 料		

児童福祉事業の取扱いに関する法令	先 進 事 例
【特別児童扶養手当等の支給に関する法律】 (この法律の目的) 第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。 (用語の定義) 第二条 この法律において「障害児」とは、二十歳未満であつて、第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。 2 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。 3 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。 4 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が障害児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。 5 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。 (支給要件) 第三条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。 2 前項の場合において、当該障害児を父及び母が監護するときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該障害児の生計を維持しないものであるときは、当該父又は母のうち、主として当該障害児を介護する者）に支給するものとする。 3 第一項の規定にかかわらず、手当は、障害児が次の各号のいずれかに該当するときは、当該障害児については、支給しない。 一 日本国内に住所を有しないとき。 二 障害を支給事由とする年金たる給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 4 第一項の規定にかかわらず、手当は、父母に対する手当にあっては当該父母が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。 5 手当の支給を受けた者は、手当が障害児の生活の向上に寄与するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。 (手当額) 第四条 手当は、月を単位として支給するものとし、その月額は、障害児一人につき三万三千三百円（障害の程度が第二条第五項に規定する障害等級の一級に該当する障害児にあつては、五万円）とする。	☆さいたま市 <H13.5.1合併> 〔埼玉県 浦和市、大宮市、与野市〕 児童福祉事業については、国等の制度に基づいて実施している事業は引き続き推進するものとする。 子育て支援事業等については、統合又は再編し充実に努めるものとする。 ☆あさぎり町 <H15.4.1合併> 〔熊本県 球磨郡 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村〕 児童福祉制度については、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、新町において計画し実施する。 ☆高吾北地域合併協議会 <H16.3.31合併予定> 〔高知県 吾川郡 池川町、吾川村、高岡郡 佐川町、越知町、仁淀村〕 1 保育事業については、地域の実情を考慮し、当面現行のとおりとする。 2 保育料については、新しいまちにおいて、段階的に調整を行うものとする。 3 育児支援助成金については、新しいまちにおいて育児支援などの新たな助成制度を創設する。 4 乳幼児医療費助成事業については、合併時に統合して実施する。 5 日高村加茂小中学校への予防接種業務補助については、当面現行のとおり実施する。 6 母子、父子、心身障害児福祉年金については、合併時に廃止する。 ☆宇摩合併協議会 <四国中央市；H16.4.1合併予定> 〔愛媛県 川之江市、伊予三島市、宇摩郡 土居町、新宮村〕 児童福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は引き続き推進し、市町村単独事業については、各地域において均質なサービスが受けられるよう調整する。 保育所保育料については、国の徴収基準を参考に現行の保育料を大きく上回ることのないよう調整する。 市町村単独の災害遺児福祉手当の支給については、土居町の現行の制度を基に全域に適用するものとする。 社会福祉事業については、新市で統一した運用が図れるよう調整する。 ☆南宇和合併協議会 <愛南町；H16.10.1合併予定> 〔愛媛県 南宇和郡 内海町、御荘町、城辺町、一本松町、西海町〕 児童福祉業務については、現行のとおり引き継ぎ、新町に移行後速やかに調整する。 保育料については、合併年度は現行どおりとし、平成17年度より新たな制度を設け、統一を図るものとする。 ☆西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会 <H16.11.1合併予定> 〔愛媛県 西条市、東予市、周桑郡 丹原町、小松町〕 (1) 放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 - 指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。 (2) 保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (3) 一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (4) 延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (5) 乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。